

議案第 39 号

鶴ヶ島市税条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市税条例（昭和 29 年条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 5 月 31 日提出

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税における令和 7 年度分の特別税額控除の規定の追加、固定資産税における滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対する課税標準の特例に関する規定の追加等したいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市税条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市税条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第34条の5第1項中「又は連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この条において同じ。）に係る個別帰属法人税額（法第292条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額）」を「（法第292条第1項第4号に規定する法人税額）」に改め、「若しくは計算期間分又は当該連結事業年度分」を削り、同条第2項中「又は連結法人税額の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第4項において同じ。）」を削り、同条第3項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第4項中「又は連結法人税額の課税標準の算定期間」及び「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同条第5項中「（同法第145条において準用する場合を含む。第7項において同じ。）」を削り、「第7項」を「次項」に改め、同条第6項を削り、同条第7項を同条第6項とし、同条第8項を削り、同条第9項中「から第6項まで」を「及び第5項」に改め、同項を同条第7項とする。

第34条の7第1項第3号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、「同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「その旨」を「その旨を」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第71条第3項中「によって固定資産」を「により固定資産税」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第7条の7の次に次の1条を加える。

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額

を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第3項中「及び附則第7条の5第1項」を「、附則第7条の5第1項及び前条」に、「とする」を「と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2中第26項を第28項とし、第23項から第25項までを2項ずつ繰り下げ、第22項を第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2中第21項を第22項とし、第14項から第20項までを1項ずつ繰り下げ、第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第10条の3中第14項を第15項とし、第3項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第16条の3第3項第5号中「附則第7条の5」の次に「及び附則第7条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第7条の5第1項及び附則第7条の8」に改める。

附則第16条の4第3項第5号中「附則第7条の5」の次に「及び附則第7条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第7条の5第1項及び附則第7条の8」に改める。

附則第 17 条第 3 項第 5 号中「附則第 7 条の 5」の次に「及び附則第 7 条の 8」を加え、「同条第 1 項」を「附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8」に改める。

附則第 18 条第 5 項第 5 号中「附則第 7 条の 5」の次に「及び附則第 7 条の 8」を加え、「同条第 1 項」を「附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8」に改める。

附則第 19 条第 2 項第 5 号中「附則第 7 条の 5」の次に「及び附則第 7 条の 8」を加え、「同条第 1 項」を「附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8」に改める。

附則第 20 条第 2 項第 5 号中「附則第 7 条の 5」の次に「及び附則第 7 条の 8」を加え、「同条第 1 項」を「附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8」に改める。

附則第 20 条の 2 第 2 項第 5 号中「附則第 7 条の 5」の次に「及び附則第 7 条の 8」を加え、「同条第 1 項」を「附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8」に改め、同条第 5 項第 5 号中「附則第 7 条の 5」の次に「及び附則第 7 条の 8」を加え、「同条第 1 項」を「附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8」に改める。

附則第 20 条の 3 第 2 項第 5 号中「附則第 7 条の 5」の次に「及び附則第 7 条の 8」を加え、「同条第 1 項」を「附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8」に改め、同条第 5 項第 5 号中「附則第 7 条の 5」の次に「及び附則第 7 条の 8」を加え、「同条第 1 項」を「附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 34 条の 7 第 1 項第 3 号の改正規定及び附則第 4 条の 2 を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の鶴ヶ島市税条例第 34 条の 7 第 1 項第 3 号の規定の適用については、同号中「寄附金（前号

に掲げる寄附金を除く。）」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 改正後の鶴ヶ島市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。